

平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 7 月 28 日（火）18：30～21：00

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，岩舘委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，鈴木（直）委員，高羽委員，中嶋委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，赤間（俊）委員，柴田委員，杉山委員，高橋（望）委員，高山委員，千葉委員，橋浦委員，橋本委員，畑中委員，早坂委員

※欠席：市川委員，川村委員，中村（晴）委員，菅原委員，高橋（秀）委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，伊藤太白区秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，遠藤主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 21 名

4 内 容

（1）開 会

（2）新委員紹介

事 務 局 まず初めに，宮城県経営者協会の川瀬委員の異動に伴いまして，高山委員が就任
(福井主幹) されましたので，ご紹介させていただきます。

一般社団法人宮城県経営者協会事務局長，高山健司委員でございます。

高山委員 高山でございます。何分不慣れでございますが，前任者同様よろしくお願ひ申し
上げます。よろしくお願ひいたします。

事 務 局 ありがとうございます。
(福井主幹)

（3）会長挨拶

事 務 局 それでは，次に会長よりご挨拶をいただきたく存じます。阿部会長，よろしくお
(福井主幹) 願ひいたします。

会 長 皆さん，こんばんは。
よろしく願いいたします。
もうこの協議会も，これまでもですけれども，それにも増して大事なお話を皆さんから伺う場でもございます。そして，大事なことはやはりこの条例は多くの市民の皆様の理解をいただくということが大切なのではないかと思いつながら，また今日も皆さんとともに進めてまいります。時間的なこともありますので，多くの方からお話ししていただくためにも，それぞれ委員の皆様からは簡潔にお話ししていただくことを今回もよろしく願ひしたいと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。
(福井主幹) それでは，ここからの進行につきましては会長に進めていただきたいと思います。会長，よろしく願ひいたします。

(4) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について，会長より坂井委員の指名があり，承諾を得た。

(5) 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

(1) 前回協議会以降に実施した事業について

- ①第 9 回，第 10 回ココロン・カフェ
- ②障害福祉関係団体との意見交換

(2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて

会 長 本日の議事につきましては，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき，公開といたします。
それでは，お手元の次第にのっとして進めさせていただきます。
まず，5 の議事に入ります。
本日の議論の進め方についてでございますが，議事がその他を含め 4 つございます。今回は特に (3) の論点を踏まえたこれまでの議論の整理について (案) において，差別に該当する行為が禁止される相手方など 8 点の議論を深めたいと考えております。

(1) 前回協議会以降に実施した事業について，(2) 前回協議会の意見等に関する振り返りについて，(3) 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について (案) の前半部分までを，時間等の進行でございますが，およそ 19 時 30 分，午後 7 時 30 分

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

まで議論し、その後 10 分間の休憩を挟み、19 時 40 分、午後 7 時 40 分頃から 20 時 30 分、午後 8 時 30 分まで（3）の論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）の残りの項目について議論していきたいと思います。

議事終了後、6 の報告とありますが、ふれあい乗車証の IC 化の報告の予定でございます。

本日ご出席の委員の皆様におかれましては、ぜひ円滑な議論の進行にご協力いただければと思います。

それでは、（1）前回協議会以降に実施した事業についてと、（2）前回協議会の意見等に関する振り返りについて、事務局より続けて説明願います。

事務局
(高橋課長)

障害企画課の高橋でございます。

それでは、私から前回協議会以降に実施した事業についてご報告をいたします。

まず初めに、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

ココロン・カフェについてでございます。

7 月 6 日に福祉プラザで第 9 回、18 日には仙台市立病院 3 階の講堂で第 10 回を開催いたしまして、それぞれ 72 名、61 名の方にご参加いただきました。委員には、第 9 回が柴田委員、千葉委員、早坂委員、それから第 10 回が市川委員、黒瀧委員、杉山委員、千葉委員、畑中委員にご参加をいただいております。

差別に関する相談支援をテーマにグループワークを行いました。

まず、自分にとって身近に相談できる場所はどこかというテーマでは、（3）の①のところに挙げてありますが、こういったところが身近に相談できる場所だということでも挙げられました。

2 ページに移りまして、差別があったときにどんな相談支援があるといいかということにつきましては、相談をしたことが解決に結びつくこと、それからいろいろな媒体で相談したいし、いつでも相談できるようにしてほしい、それから障害種別にかかわらず相談できるといい、匿名でも相談できるといい、それから、何よりわかりやすい相談窓口であってほしいというご意見がございました。

それから、共感をしてくれる人が集まっているところが話しやすいということ、特に当事者同士で相談できると悩みの共感を得られやすいというようなご意見がございました。

それから、相談できる場所があったとしても、環境的にバリアフリーじゃないと行くのが難しいことや、相談に関して情報保障をきちんとしていただかないと相談できないというご意見もございました。

次に、相談を受ける人に求めたいことということで、3 ページに移りますが、専門的な情報を持っている人、自分の障害について理解をしてくれる人、否定せずに悩みをきちんと聞いてもらいたい、それからまず相談する場合に何を相談したらいいか、自分で整理が難しいので、何を解決したらいいかを一緒に整理してもらえるといいということや、チームでの対応の必要性などについてご意見を頂戴しました。

それから、これは差別の相談に限らずということだと思いますが、何回も同じ話をしなくて済むようにしてほしいというご意見がございました。それから、支援者や関係機関のネットワークが必要なのではないかというようなご意見がございました。そのほか、地域の相談支援体制の充実や、地域の身近な相談相手としての民生委員さんの存在は非常に重要だということ、なかなか窓口に行けない人たちへの支援も必要というご意見を頂戴したところでございます。

それから、4 ページ、5 ページにつきましてはアンケートの結果を載せてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

6 ページに次回以降の予定を載せておりますが、第 11 回が 8 月 7 日、宮城野区役所の 6 階ホールで行います。それから、8 月 9 日の日曜日はこの 8 階ホールで行う予定でございます。

それでは、次に障害者団体との意見交換会につきまして、資料 2 をご覧いただきたいと思えます。

7 月 9 日に発達障害の方が行っておられる「ここねっとデイ」と、あと 22 日には高機能自閉症当事者活動「青年の会」の 2 つの発達障害のある方々のグループの意見交換会を行いました。

ここねっとデイには佐々木委員、青年の会には諸橋委員にご出席をいただきました。

主なご意見でございますけれども、条例によって仙台市がどんなまちになればいいかということにつきましては、差別することが恥ずかしいことという空気が醸成されているまちとか、障害を特性として受け入れられるまちというものが挙げられました。また、条例に対するご意見として、当事者の理解度に応じて説明責任を果たしていく必要があるという文言を加えてほしいというご意見も頂戴いたしました。

差別を解消するための取り組みでございますが、学校教育の中での取り組みのほか、裏面に移りまして、お集まりいただいた方は就労の場面で悩まれている方が多くて、特に職場で注意されたときに、自分が悪いのか、それともそれが差別されてそういうことを言われているのか、よくわからないことがあるので、客観的に見てくれるような人がいるといいといったようなご意見がございました。

それから、相談支援体制につきましては、メールでもいいので毎日話を聞いてくれるといいとか、フェイスブックやツイッターなど SNS を利用した相談もあればいいのではないかというようなご意見がありました。また、ココロン・カフェの中でも出てきましたが、相談が解決に結びつくようにしてほしいということや、相談したいことがまとめられない人もいるので、そういう人への支援をしてほしい、話し合いの場はとても大切といったご意見をいただいたところでございます。

また、その他のご意見でございますが、発達障害のことを多くの人に知ってもらえるということはいいのけれども、誤解や偏見が怖いので正しい理解が必要だというご意見をいただいたところでございます。

次に、資料 3 をご覧いただきたいと思えます。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

相談支援体制のあり方につきまして、前回の協議会の場、それからその後にペーパー等でご提出をいただきましたご意見をまとめたものでございます。

まず、一次的な相談窓口についてでございますが、相談・調整については即時対応する必要性、重度化させないこと、中立の立場であることが必要であるといったご意見を頂戴したところでございます。

それから、障害者の人権を尊重する立場であるべきだというご意見。

それから、既存の相談窓口で差別的な相談をきちんと受けとめてほしいということとか、解決できないことは相談を受けたところが解決できる場所に確実につなぐことが大切だといったご意見が多数出ました。

それから、どこに相談をしたらいいかわかりやすくすること。

裏面にまいりまして、相談に当たる人にはアセスメント力とコーディネート力が必要だというご意見がございました。

次に、相談で解決できない場合の紛争解決のための仕組みでございますが、これはやはり一次的な相談窓口で解決しない場合に紛争を解決するためのあっせんや調整を行う仲裁機関が必要だというご意見が多数出ました。その仲裁機関については、障害当事者のみならず、相手方からも信頼を得られることが必要であることや、機能として一次的な相談窓口への助言の機能とか、相談窓口での対応に不満がある当事者への対応の役割を持たせたらどうか、そして、合理的配慮の提供に関することは個別の状況が異なるので調整が難しいのではないかというご意見を頂戴しているところでございます。ここの仲裁の機関につきましても、障害者の人権を尊重する立場にあるべきというご意見をいただいております。

それから、組織、構成員については、福祉団体代表・人権機関・労働機関・行政機関などの構成により解決を図る仕組みとしてはという意見。他、メンバーの過半数は障害当事者とすべきではないかといったご意見をいただいているところでございます。

そして、2 枚目、条例の実効性を担保する仕組みが必要で、例えば市長名での勧告・公表などができるようにすべきではないか、それも啓発につながるのではないかというご意見も頂戴しています。

そして、地域及び関係機関による差別解消のネットワークが必要。関係する法令や処分権限を持っている機関等が適切に連携をするなど、そういった既存の仕組みとのネットワークづくりといったことが重要ではないかというご意見が出されたところでございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご報告をいただきましたが、ココロン・カフェ及び意見交換会に参加された委員の方から、時間の都合上で、それぞれ 1 名の委員からご意見などを伺いたいと思います。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

最初にココロン・カフェに参加された委員，すみません，1 分程度でお願いします。お一人だけです。挙手をお願いします。では，黒瀧委員。

黒瀧委員

黒瀧です。

ココロン・カフェに時々出席して，すごく感じることは，当事者の方に多く意見を聞いてほしいと思います。一般の方よりも当事者の方のほうがすごく強く心を感じるものと思います。お願いします。

会 長

ありがとうございます。

千葉委員からも手が上がったのですが，すみませんが進行させていただきます。

それから，意見交換会に参加された委員は佐々木委員と諸橋委員，どちらかの委員，1 分程度でお願いします。では，諸橋委員，どうぞ。

諸橋委員

諸橋です。

法人経営者の方の意見交換会に出ました。非常に勉強になりました。先ほど課長の報告にもありましたが，障害の特性と言うのか，一般的に我々が常識としているコミュニケーションが必ずしも伝わるものではないということ，そしてそれが職場においては差別的な現況も生み出しているのです，しっかりとした就労の場所での教育だとか，これからひとつ条例を考える上でも課題になってくるのかなということがわかりました。

他にもあるんですが，以上です。

会 長

ありがとうございます。

今日は（3）論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）に少し時間を割かせていただくために，申しわけありませんでした。

(3) 論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案）

会 長

続きまして，まさにその（3）論点を踏まえたこれまでの議論の整理について（案），事務局より説明願います。

事 務 局
(高橋課長)

障害企画課，高橋でございます。

それでは，資料 4 と資料 5 と両方ご準備をいただきたいと思います。

資料 4 は前回資料として提出しました論点を踏まえたこれまでの議論の整理（案）のうち，まだご意見をいただいていない残っている項目と，議論の途中になっている項目を抜き出したものでございます。本日，委員の皆様のところには差しかえというように出しておりますが，例えば 1 の差別に該当する行為が禁止される相手方の隣の括弧が書いてありますが，その引用する項目番号に間違いがありまして，そこを修正させていただきました。内容については変更はございません。

それでは、順にご説明をさせていただきたいと思えます。

1 の差別に該当する行為が禁止される相手方のところでございますが、資料 4 の、上は前の資料にもあったところですが、ここは何人も差別してはならないとして、市民も含んだ形で障害による差別を禁止してはどうか、それから事業者については解消法で禁止されている「不当な差別的取扱い」と、雇用促進法で禁止されている労働分野について「合理的配慮の提供」について禁止するという、それから市については解消法と同じように「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」を禁止することにしてはどうかということを書きました。委員からいただいたご意見につきましては、箱に書いてあるとおりでございます。

資料 5 に目を移していただきまして、ここにつきましては委員からいただいている意見をもとにして、まず差別に該当する行為が禁止される相手方について市民も含んだ形で禁止することは条例を市民に浸透させるためにも大切ではないかといったところについてご意見を頂戴したいと思えます。

この部分のポイントにつきましては、何人も差別してはならないというように規定することで、市民全体で差別を解消していくんだという姿勢を示して、独自に条例をつくる意義を積極的に示すことにつながるのではないかとということと、一方、一般私人の行為や個人の思想、言論について規制をすることになるのではないかとといったところからご意見を頂戴しています。

それからもう 1 点、事業者による合理的配慮の提供について、雇用の分野を除いたところについては努力義務としてはどうかということでございます。ここについてのポイントとしては、障害者とその事業者との関係は様々であって、求められる配慮もその人によって多種多様であることから、合理的配慮の具体例が集積されていない現状では、それを義務づけるとするのは非常に厳しいので、今の段階では努力義務が適当ではないかといったこと、その合理的配慮の提供を推進しやすくなるような具体的な方策が必要なのではないかと、今後具体例が集積されていったところで理解が進んだ時点で改めて対応などを検討するといったことをポイントとして表記をしてございます。

次に、資料 4 の 2 ページ目、あと資料 5 についても 2 ページ目をめくっていただきたいと思えます。

2 つ目は市民・事業者・市の役割についての考え方でございます。

ここについては、市の役割については条例の基本理念である障害を理由とする差別をなくし、障害の有無にかかわらずともに安心して暮らすことができる共生社会の実現のため必要な施策を実施する。

それから、市民については基本理念に基づいて障害のある人に対する理解を深め、地域で誰もがともに暮らしていくため取り組みに協力するように努める。

事業者については、基本理念に基づいて障害のある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解が図られるよう建設的な対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努めるとしております。

委員の皆さんからいただいた意見は箱のところに書いてありますが、ここのポイントについてはまた資料 5 のほうに目を移していただいて、この中では事業者についてですが雇用事業者とか障害福祉サービス提供事業者など、求められる役割とか方向性も異なるので、役割ごとに区分して規定することとしてはどうかというご意見が出ています。

それから、差別解消や障害理解促進のためには障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であると考えられるので、当事者の役割も明示してはどうかといったところについてご意見を頂戴できればと思います。

ここのポイントについては、条例においては市民、事業者、市の役割についてそれぞれに求められる役割を大きな視点に基づいて盛り込むべきであり、必ずしも役割ごとに区分する必要まではないのではないかとこのところでございますが、ここにもご意見を頂戴したいと思います。

ここの部分については、これまで先に条例を制定しているところでどのように位置づけているのかということについては参考資料 2 にお示しをしておりますので、後ほどご議論をいただくときにご覧いただいて、参考にさせていただければと思います。

それから、資料 4 の 3 ページでございます。

複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点です。ここについては、権利条約にも掲げられている内容でもございますので、基本理念などにおいて盛り込むこととしてはどうかということでお示ししておりました。

委員からいただいているご意見は箱の中でございますが、また資料 5 に目を移していただいて、ここについてもご意見を頂戴できればと思います。

委員の意見の中で、女性だけではなく、成人の障害者とは異なる支援が必要な児童についても盛り込んだらいいんじゃないかというご意見を頂戴しているところがございます。ここについて、権利条約にも掲げられている内容なので積極的に盛り込むべきではないかというご意見。一方で、確かに女性が不利な立場である現状はあるが、この条例は障害を理由とする差別の解消に関する条例なので、性別に起因する差別は別個に議論するべきではないかというご意見がございますので、ここについてもまた皆さんからご意見を頂戴できればと思います。

それから、資料 4 の 3 ページの下の 4 番でございます。

不当な差別的取扱いの表記について、ここについてはもっとわかりやすい表現にしたらいのではないかとご意見をいただいております。委員からいただいている意見は箱のとおりですが、また資料 5 のほうに目を移していただいて、不当な差別的取扱いの表記でございますけれども、ポイントのところに挙げておりますが、これまで解消法とか先行条例で使用されている表現は、主に以下の 3 つでございます。「不当な差別的取扱い」というのが、ここではなく内閣府による基本方針によって定義をしているものが下に書いてあるものでございます。もう一つが千葉県条例など多くの条例において使用されている「不利益取扱い」、それから長崎県の条例における「不均等待遇」と、大まかには 3 つぐらいなのかなと思いますけれども、どのような定め

方がいいのかについてご意見を頂戴できればと思います。

それから、資料 4 の 4 ページ目、最後のページでございます。

5 の条例の名称でございます。ここについていただいている意見は箱の中に書いてあるとおりですが、資料 5 の 5 番のところに書いてありますが、いただいた意見をまとめますとポイントのところに書いてありますとおり、2 通りの考え方があるかと思えます。「差別禁止」や「差別解消」、または「差別をなくす」といった観点に力点が置かれた条例名にしてはどうかというご意見。それから、一方で条例が目指すべき社会、共生社会の実現といった観点に力点が置かれた「ともに暮らしやすい杜の都の社会づくり実現条例」や、「障害のある人もない人も暮らしやすいまち」、「権利保障」とか「権利擁護」、そういうものが入った条例がいいのではないかとご意見を頂戴しております。

条例の名称について、先行している自治体でそのようにつけているのかといったものについては、参考資料 3 のほうにありますので、これもまた議論をするときに参考にさせていただきたいと思えます。

それから、また資料 4 の 6 番、障害の表記のところでございます。

これについてもご意見を頂戴したいと思っております。資料 5 は最後のページになります。障害の表記につきましては、平仮名で「がい」のところを書いているところと、全部平仮名で「しょうがい」と書いたりとか、いろいろご意見はあるんですが、ここについてご意見を頂戴できればと思っております。ポイントのところにありますとおり別の表記にするためには市民の皆さんに対して積極的な、こういう理由でこれを採用するんですよというものが必要なのではないかと考えているところでございますので、ご意見をいただきたいと思えます。

これについては参考資料 4 がございますが、参考資料 4 は国において障害の表記について検討したときに様々な障害者団体の皆さんからいただいたご意見をまとめたものでございます。障害者の団体の中でも、いろいろなご意見がございまして、一つにまとまっているわけではないというところでございます。国においては当面今の表記のまま、時期が来たらまた議論を進めようという状況でございます。これもまたご議論いただくときの参考にさせていただければと思えます。

資料の説明は以上でございますが、委員の皆様から今日お上げしている資料以外のほかの項目にもご意見を頂戴しているところでございますが、今後中間素案をまとめる際にどのように反映したかなど、またご報告をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

 ただいま事務局から説明がありました。

 まずは今日は意見をいただきたいということで幾つかの項目が事務局から示されたところでございますが、それではまず資料 4 を参考にしながら、資料 5 に従いまして、それぞれの項目についてご意見をいただいてまいりたいと思えます。またそれら

が中間素案に反映され、そして今度は中間素案の検討ということが深まる、そのためにも大事なご意見ということでございます。

①「差別に該当する行為が禁止される相手方」

会 長 まず最初に、1の差別に該当する行為が禁止される相手方についてということで、ご意見をいただきたいと思います。差別に該当する行為が禁止される相手方について、市民も含んだ形で禁止することは条例を市民に浸透させるためにも大切ではないかというご意見がありました。

初めに、これと同様の意見のある委員の方、進行の中で申しわけありません、2名程度からお話をいただきたいと思います。市民を含んだ形で禁止することは条例を市民に浸透させるためにも大切ではないかというご意見の方、挙手お願いいたします。では、お二方ということで、まずは赤間委員、お願いします。

赤間（宏） 私はここに書いてあるとおりだと思います。やはり市民一人一人に自覚してもらうためにも、みんななんだよということで、何人もという単語を入れたほうがいいと思います。

会 長 ありがとうございます。
あとは、次にすぐ挙げたのは白江委員でした。白江委員、お願いします。

白江委員 白江です。
私も同じなんですけど、逆から見たときに差別をしていいというか、そういう立場の人はいるんだろうかということも考えます。事業団体にはいろいろな法的縛りもありますが、市民に関しては余りそういうところがないので、私は市民も含めてということでいいと思います。

会 長 ありがとうございます。
お二人に短目に時間を節約していただきましたので、次に上がった鈴木委員、お願いします。

鈴木（清） もともとの条例の趣旨は、市民も含めて全ての生活者といいますか、条例の対象者が差別をしないんだということを明らかにするという意味で、市民を含んだ形でということで問題ないというように考えます。

会 長 今、3名の方から市民を含んだ形でということでご意見をいただきました。
次に、この意見とは異なる意見の委員の方がいらっしゃればご発言願いたいと思います。これもお二人程度ということで進行させていただきます。いかがでしょうか。はい、杉山委員、お願いします。

- 杉山委員 条例の会仙台の杉山です。
- この条例について確認したいのですが、条例においては罰則がないという前提での話なのか、罰則を設けるといってお話なのかということが少しわからないので、もう一回確認したいです。というのは条例というのは少なくとも罰則は設けないということで私たち条例の会では考えているのですが、罰則規定もあるのであれば、条例というのはこうやっていくと努力するためのものであるのと同時に法律ですから、そこが気になるところかです。
- 会 長 杉山委員，ありがとうございます。
- 杉山委員のお考えでは、条例というのは罰則というようなところではなくて、これまでもお話がありましたが、名前の公表などはあるのだけれども、というようなことでお話ししているのだということでした。
- また、市民も対象になるかどうかのご意見については、杉山委員，いかがでしょうか。
- 杉山委員 条例の会で話し合ってきたのですが、条例にすること自体が、仙台市は障害者差別をなくしていこうという方向性を示しているものなのだから、市民も守らなくてはならないというのではなく、もちろんとしてのことなのではないかという意見も出ました。
- 会 長 市民の方ももちろん差別はしないというご意見でしょうか。
- 杉山委員 努力義務でいいのではないかとということです。
- 会 長 市民の方も対象となるということは対象となるということですね。
- 杉山委員 はい。
- 会 長 ありがとうございます。
- 先ほどの委員の方々も市民の方も対象となるということ、杉山委員も市民の方も対象となるということですが、いやそうではないというご意見がどなたかございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 私たちのこの条例の検討の中では、市民の方も対象となるということで、またあわせて杉山委員のお話の中では、罰則とかということに関しては、それは違うのではないかというようなご意見ということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。
- というようなことで、障害者差別解消法は行政と事業者が対象ですが、市民の方々にもおわかりいただくためにも市民の方を対象として条例を考えていくというご意

見が多くありました。それ以外の方はいらっしゃいませんか。ご意見として承れればと思います。いかがでしょうか。はい、お願いします。

高橋（望）委員 趣旨が違っていたら、内容と違っていたらすみません。私が今職場で感じていることをお話しすると、私は一応障害者枠で職場で働いているのですが、周りの人には浸透してなくて、私も一般市民と同じ扱いを受けていて、最近障害者枠で働いているというのはこれはどういうことだとなって、それに対応がちょっと余りにもずれていたの、人とうまくいかなくなって1週間ほど休んだんですね。ちょっとした内容は変わったんですけれども、やはり幾ら障害者枠で入っても市民と同じ扱いにされているので、障害者雇用の職場には一体どのようにしたら障害のことを知ってもらえるのかなと感じておりました。以上です。

会 長 高橋委員，ありがとうございます。

今、条例の検討でもございますが、障害者雇用促進法の改正で来年の4月からは職場におきましてはもちろん差別の禁止ということと、職場におきましては合理的配慮の提供が義務づけられるということになっております。そのこともまだ浸透が少ないのかもしれませんが、あわせて条例の理解を進めるとき、事業者さんたちにも進めていくべきかと思いました。ありがとうございます。

ということで、この条例に関しましては、市民の方も対象にするという意見が多かったということで、今日出席されている方々はそのようなご意見だったということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

次に、高橋委員のお話とも関係することになりますが、事業者による合理的配慮の提供は努力義務、ただし先ほどもお話ありましたとおり、労働分野は、これは今後義務化されるということでございます。事業者による合理的配慮の提供は、労働分野を除く場合努力義務としてはどうかという意見について、皆さんからご発言いただきたいと思えます。

初めに、このようなご意見、事業者による合理的配慮の提供は努力義務としてはどうかということと同様のご意見の方に挙手をいただいて、お二方ぐらいを目途に発言していただきたいんですが、いかがでしょうか。

では、今のところ挙手がありませんでしたので、次にこの意見とは異なる意見の委員の方がいらっしゃれば、またご意見いただきたいと思えます。いかがでしょうか。事業者による合理的配慮の提供は先ほどは努力義務ということでございましたが、いやそうではないんだよというように考えているご意見の委員の方、挙手を求めます。いかがでしょうか。はい、杉山委員。

杉山委員 今度の条例に労働分野は除くと書いてあり、雇用促進法だと差別禁止といったことになるというお話が言われておりますが、雇用分野と労働分野とでは違うのかといったことの確認をしたいと思います。

会 長 まずは私お話しさせていただいて、あと事務局から補足していただきたいと思いません。

労働分野，雇用分野におきましては，合理的配慮の提供は義務化されているということがまず先にあります。そして，来年 4 月から施行されることになっております。そしてまた，この条例も来年 4 月を目途にということに進んでおりますので，労働分野は合理的配慮の提供は義務化ということが念頭にあってのご意見というようにご理解いただければと思います。

事務局，補足がありましたらお願いします。

事務局
(高橋課長) 今，阿部会長にご説明いただいたとおりでございます。義務化されている分野を除いては努力義務というところでどうかということでございます。

会 長 事務局も同じことございました。杉山委員，よろしいでしょうか。

要は，労働分野については義務化でございますが，事業者による合理的配慮の提供は努力義務と考えるのか，義務化と考えるのかというご意見だと思います。

はい。桔梗委員，お願いします。

桔梗委員 桔梗です。

この整理されているカテゴリー別に今話が進んでいるので，どのタイミングでお話をさせていただこうかなと思って迷っていますが，今 2 番目の事業者についてのところですので，今からお話をしたいことは 3 と 4 に，最終的には全てのところにかかわってくるので，このタイミングでお話しさせていただきます。

事例を 2 つ挙げさせていただくのですが，実際に相談というか，私に寄せられた話を 2 つさせていただきます。

1 つ目は，以前 2 年ほど前にヒアリングをさせていただきました，例えば民間サービス事業者からいただいていたご意見で，これは患者搬送の民間事業者さんでした。こちらの協議会でも，事業者さんのサービスが障害者の皆さんの住宅に行くというような議論がたくさん出されてきたと思うのですが，例えば重度の障害者さんが講演活動をされていて，講演会に出たい，もしくはその勉強会に参加するために患者搬送のサービスを受けたいといった場合の事業者さんの悩みでした。どういうことが悩みかというと，民間の患者搬送なので，依頼があればお客様になるべく忠実に当たって，そちらの現場までお届けしたいというのが義務だと思って使命を持って仕事をされておりますが，実際にこれはカテゴリーを絞ってお話をさせていただきますと，仙台市の公共事業所，例えば市民センター，文化センター等々，広義的に言えばホテルとかというところも入ってくるのですが，ホテルなど民間の事業者に関しては会場の確認ということで搬送業務をする前にエレベーターのサイズ等々，要はストレッチャーが入るのか，車椅子で入れるのかという確認をしたときに速やかに対応いただける

とのことですが、しかし、残念なことに仙台市内外の公共施設に対するストレッチャー対応のオーダーがあったときに、ストレッチャーをエレベーターで搬送ができるのか、できないとなれば事業を委託された事業者としてはそれを人海戦術で4階でも6階でもお運びしなければいけないという重労働がある。これは効率の問題ではありませんが、民間事業者でも何人の人を体制として患者搬送に備えたらいいのかという事前の詳細確認をやるのですが、その確認がなかなか大変だというご意見をいただき、その後こちらの障害者の施策の管理の方々にその相談をさせていただいた経緯がありました。結果的にはそんなに税金のかかることではなくて、ただ職員さんの労力がかかることなので、仙台市のホームページの障害のところにも、仙台市はせめて大きな施設からで構わないのでそのサイズを測ったものを公表して、民間サービス事業者が利用しやすい、障害者の方に寄与した事業をしやすい形の体制づくりを提案をさせていただいたのですが、今日現在私のほうで事業者から聞いている話と私が仙台市のホームページを確認をしていたところでは、その提案は提案のままになっていて、改善、対策というものが現在なされていません。というところで、事業者だけの努力ではできず、その次のところで例えば女性ですとか子どもですとかこちらの行政がというような施策が一体となっていったときに、例えば行政がそのような情報共有をさせていただけるような施策が実現したならば、事業者のほうでもそれを受けられると。万が一それが無いがゆえに、例えば2人で搬送業務に当たったのにもかかわらずお客様をお届けすることができなかったとなったときに、義務違反とか差別という言葉になってしまうということは、やはりここで一つ議論は必要なのではないかなと、配慮なのかどうなのかというところで一つここで議論していただければなと考えています。

もう一つです。話が長くなって申しわけないのですが、未満児のお子様をお持ちのお母さんです。医療関係に従事されている方で、障害名はここではあえて挙げませんが、非常に重度の障害、複合的に障害のあるお子さんをお持ちの方です。職場復帰をしたかったということでした。アーチルを初め仙台市の子育て支援各所、公共の窓口相談に行き、保育所に入所の相談をしました。ところが実際には、結果的に言いますと相談事業者にはいっぱい当たったが、もちろん仙台市の保育所には入所できず、一生懸命、職場復帰したいということだったので、民間事業者さんに電話をかけまくり、窓口に行き、相談をして、最終的にはどうにかこうにか民間の事業者さんで保育サービスを受けることになり、職場復帰を果たし、実際によかったというように本人さんもおっしゃっていますが、受け入れた民間の事業者は今まで障害児を扱ったことが全くなく、経験もなく、障害に対する理解がまだ知識も含めてないという状況でした。そこに勤務される保育士さんの声も聞きました。そのようなお子さんを引き受けることになる直前のヒアリングでしたが、実際に勉強会も開始されない、どこに行ってもどんな話を聞いたらいいのか、障害児の理解、障害の内容の理解をどうやって学んだらいいのかという悩みを持っているという話を聞きました。

いずれにしても事業者が引き受けて、契約という形で障害者の支援を善意でもって

事業として成り立たせるためには、やはり行政の協力、たらい回しにしないといったような窓口の体制も必要だと思いますし、それは全体的な配慮なのか義務なのかという議論のもとに、民間事業者が犠牲にならないような仕組みづくり、みんなが責任を持つのだが、あの人だけが悪いというような施策にならないような条例の方向、配慮の方向というのを検討すべきこととして提案をさせていただきます。

会 長 ご意見ありがとうございました。

ただいまの桔梗委員のお話の中には、幾つかの大事なポイントがあると思います。一つは行政の対応ということでしたが、この行政の対応に関しましては、もちろん差別の禁止もですが、合理的配慮は義務化されるということですよ。それでもってしっかりした配慮がなされる、これは法的にもそうになっていますし、桔梗委員はそのような環境下の中で、民間事業所は様々な困難があるわけですから、行政から出た情報があれば、ストレッチャーが入れるかどうかもそうですが、このそもそもの問いの中で、事業者による合理的配慮の提供はそうすると努力義務ということでお話をされたということですよ。

桔梗委員 はい、そうです。私は努力義務がふさわしいと感じています。

会 長 それも過重な負担にならないようにということもありますね。

桔梗委員 そうですね。その辺に関しては、全体の民間の事業者がまだまだ、障害者理解が浸透していないという中で、果敢にそこに取り組んでいただいているサービス事業者に関しては、やはりその辺の見守りといいますか、温かい目を持った施策の方針、助言の方向性というのは必要だと思います。

会 長 ありがとうございました。ということは努力義務ではあるのだけれども、情報も様々な形で支援するということが必要だということでありました。ありがとうございました。

ほかの委員の方々は、いかがでしょうか。はい、白江委員、お願いします。

白江委員 私も努力義務でいいかなと思うのですが、一つお伺いしたいのですけれども、対応要領との関係性ということからいうとどういう関係になりますか。多分対応要領は基本的に努力義務かと思うのですが。

会 長 すみません、対応要領は行政がどうかかわるかということですか。対応指針でしょうか。

白江委員 対応指針ですね、すみません。指針のほうは基本的に民間事業者の場合努力義務で、

おそらく整理されてくると思うのですが。

会 長 そうすると、市の関係する事業者というのはどういうところなのかということと、各省庁が、保育所であれば、8月5日に説明するということですのでまだ出していませんけれども、これは市の関係もあるんでしょうか。民間事業者、その辺のところについて白江委員の質問もありますので、事務局お願いします。

事務局
(高橋課長) 市役所としての対応要領については検討していく予定にしておりますが、仙台市独自の事業所に対する対応指針のようなものについては予定はしておりません。

会 長 これはもし保育所、保育園であれば厚労省になるし、ただし仙台市が直接かかわっている保育園だったたどうなるのかについて。

白江委員 基本指針の中で、民間事業者については努力義務ということで、法律ではそうなっていて、努力義務で整理されてくる予定になってはいますが、それと条例との関係性という部分はどのように市では整備されているのかなど。

会 長 では、これも白江委員の質問ということですか。すみません、時間が過ぎていますがそれでも事務局お願いします。

事務局
(高橋課長) この条例に基づいて事業者さん向けの対応指針のようなものをつくるということについては考えていません。条例の中では、今皆さんにご議論いただいたものを盛り込みますが、考え方の指針については、国が示されたものについて参考にさせていただくことになろうかと考えています。

会 長 白江委員、よろしいでしょうか。

国も、民間事業者については雇用の場でないところは努力義務だということで、まさにそういうご意見ということで承ってよろしいでしょうか。

なお、情報としては8月5日にまず厚労省がヒアリングで初めて対応指針を出してくるよう聞いています。

では、そのほかいかがでしょうか。はい、中村祥子委員、お願いします。

中村(祥)
委 員 ここにある努力義務の理由というのはとても今の現時点では納得がいくので、例えば障害理解の促進や、それから合理的配慮の提供の推進などということ、事例として仙台市のほうできちんと形づくってそれを提供することによって、事業者の意識改革や合理的配慮への道のりが決まると思うのですが、条例は一度つくってしまうと努力義務のままずっといくのか、改正という可能性があるのかということがまず一つです。また、それから国の指針の他、仙台市独自の条例ということで盛り込まれるということは可能だと思うのですが、その辺について仙台市は今回は国の指針に沿った内

容でまとめるのか、そこを伺いたいと思います。

会 長 仙台市はということですので、では事務局、お願いいたします。まずは条例の改正があるのか、他の自治体の条例も改正がありますよね。

事 務 局 障害企画課、高橋です。
(高橋課長) 見直しの規定を盛り込むかどうかということについては、また皆さんからご意見を頂戴できればというふうに思いますが、いかがでしょうか。
それから、次の質問がちょっとよくわからなかったので、もう一度お願いできないでしょうか。

中村(祥) 差別禁止条例の国の指針とは違うものを、独自の仙台の方向性ということで盛り込んでもいいと思っていたのですが、私が思っていたのは誤解だったのか、今とても国の方向性というものに沿った形でというような話がされていますので、沿わないといけないものなのか、聞いてみたいと思いました。

会 長 今事務局に確認とおっしゃったので、事務局お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋でございます。
(高橋課長) この部分についてはそのようにしたいと考えております。

会 長 よろしいでしょうか。この部分というのは、努力義務というところは市は今考えているということですよ。でも、中村祥子委員は全て国に合わせるのかということで、例えば国は市民を対象としていませんが、条例では市民も書くというご意見がありましたし、全て国どおりではありません。行政としては、合理的配慮、民間事業者についてはそのように思っているという答えであったという認識でよろしいでしょうか。はい。またほかの委員も努力義務、今まだ周知がなかなか難しいときにはそうであるべきではないかというご意見がありましたので、ご意見としてお願いします。

中村(祥) ですから、市民も交えますかと聞いてくださったように、努力義務のところについても、そのように審議の可能性があるのかということが少しわからなくなっていたので、聞きました。

会 長 今、中村委員のお話は、事業者による合理的配慮の提供は、努力義務ということで決まったのではなく、義務化という意見についても求めているということですよ。ですから、中村委員、そういう中でご意見をいただければいいと思います。いかがでしょうか。

中村（祥）委員 私は努力義務で今のところはいいと思うのですが、それがずっと続いてしまうと、それはいけないかなと。どんどん意識が高まって行って、改正していかなければいけないと思うので、先ほど高橋課長がおっしゃったように、見直しの規定というのを設けていいのであれば、それはぜひ設けていただきたいと思いました。以上です。

会 長 その見直し規定についてはまた委員の皆さんと議論いたしましょう。大事なこととしてと承りました。

はい、目黒委員、お願いします。目黒委員のご意見の後、一旦休憩に入らせていただきます。

目黒委員 努力義務のことですが、最近お母さんたちの話を聞くと、放課後等デイサービスがたくさんできて、自閉症の子どもを持ったお母さんは小学校に入れると放課後遊ぶ場が欲しいといった理由などですぐに通わせます。そうすると、事業所の中で自閉症のことを全然知らないまま、どんどんとってしまい、それでそのままほったらかしになるということが、ないわけでもないということを聞きます。努力義務なので何もしないとなった場合、それはおかしいと思いますので、対応指針というか、そのようなものないともまずいのではないかと思います。

会 長 目黒委員からは、努力義務だと何もしないというところにもなってしまったら心配だということで、しっかり取り組むようなふうにすべきだと。放課後等デイサービスということでありましたので、それについて事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 障害企画課、高橋です。
今のような放課後等デイサービスなど障害福祉サービス事業所については、その事業自体について基準がありまして、こういうふうに運営しなさいということがきちんと決まっております。ですので、基準に沿わないようなサービスをもし提供しているというようなことであれば、それは指導なり、悪質な場合は指定の取り消しということになります。

会 長 それは行政がかかわる部分としてですよ。ということでございます。よろしいでしょうか。

ということで、すみません、10 分間遅れてしまいました。それで、ご意見としては努力義務、ただしずっと努力義務ではないのではないかとということです。そういうご意見がありました。見直し規定についても、盛り込むかどうか、その大事なことが中村委員からご指摘いただいたということで、すみません、7 時 40 分になりました、30 分とお話ししていましたが、これは委員の皆様からのとても大事な要請でございます、10 分間休憩させていただきたいと思います。次は 7 時 50 分からですね。

（休憩 10 分）

会 長 では、そろそろよろしいでしょうか。7 時 50 分になりました。再開させていただきます。

②「市民・事業者・市の役割についての考え方」

会 長 それでは、資料 5 の 2 ページ目をご覧くださいと思います。

市民・事業者・市の役割についての考え方というところでご意見をいただきたいと思います。

このとき、事業者についてはいろいろな事業者があるのではないかと、例えば雇用事業者、障害福祉サービス事業者など、求められる役割や方向性も異なることから、役割ごとに区分して規定することとしてはどうかというご意見もいただいております。まずはそれぞれ事業者を幾つに分けるかというのも大変なことだとは思いますが、役割ごとに区分して規定することとしてはどうかというご意見の委員の方、挙手をしていただいて、お二人ぐらいからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、久保野委員、お願いします。

久 保 野 委 員 久保野です。

少しずれるんですが、役割ごとに例えば A 種事業者はこう、B 種事業者はこう、C 種事業者はこうという規定を立てるべきだと考えるわけではないのですが、先ほどから少しお話があります事業者の中でも、雇用者としてかかわる場合は努力義務ではなくて義務になるとか、先ほどの放課後デイのように、形式的に言えば民間事業者になるのかもしれないが、公的な責任を公共団体から委託を受けて分担しているような立場の場合には、より厳しい規制に服していて、より高度な責務を求められるといったようなことが、市民、市、事業者と分けて、事業者は努力義務というくり方をしてしまうと、見えにくくなるのではないかとこのことを心配しています。せっかくこのような包括的な障害者に関する条例をつくるので、そのようなより重い義務を負うべき事業者については、他の法律などに規定されているとしても、そこは法律で規定されているとおり重い責務を負うのですよということを、条例を見ればわかるというようにしてはどうだろうかと思います。

会 長 久保野委員、ありがとうございます。

細かく事業者、役割ごとに区分して規定するということではないがという意見が久保野委員からありましたが、では、またお一方同じようなご意見の委員の方、はい、桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委 員 桔梗です。

何度もお話をさせていただいて申しわけないです。

先ほど提案をさせていただいたところに関連で、今久保野委員がおっしゃったよう

に、これはいろいろな分け方があると思うのですが、大きな枠でもしも分けるとすれば、行政からの委託や支援等々をいただいているような事業者と、完全なる民間事業者というように類型化した施策で考えるというのも一つの方法だと考えています。

会 長 ありがとうございます。

行政の委託であれば、行政が合理的配慮の義務化をすることも、障害者差別解消法の考え方からいくとあり得ると思いますが、その辺について、事務局から説明願います。

事務局
(高橋課長) 委託の事業所については、行政の責任で事業をやっていただいておりますので、委託事業者にきちんと仕事をさせるのは行政の役割です。ですので、ことさら条例の中に細かくといますか、形としてはイコール行政というようなことになりますので、条例の中に盛り込むのはどうなのかなというように事務局は考えています。

会 長 事務局は委託事業者は行政そのものが責任を持つから義務化されるということで、今答えられたと思いますが、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 回答ありがとうございます。私もそう思っております、それで類型をあえて提言させていただきました。ただ、私は条例というのは目に見える共有化の資料というような概念を持っていて、条例を見てどのように判断するかというところで一つ大きな役割を持っているのと思いますので、やはり業務委託、支援をもらっているところは、あくまでも行政サービスを代行している事業者という概念で考えると、その責任は行政にあると、あえて盛り込んであったほうがいいのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。

市民の方々、事業者の方々の理解を進めるということで、条例の中に入れるか、またはその条例の説明の中か、いずれにしても浸透をしっかりとすべきだということですよ。はい、ありがとうございました。

では、役割ごとに区分して規定するのではないんだというご意見の方がいらっしやいましたら、そのご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

すみません、進行している私が言うのも何ですが、この事業者は幅広いので、NPO法人も含めて幅広いものだということも、やはり大事なことですよね。差別解消法ではそうしていますので、おそらくこちらもそうなるのだと思います、そういうことも含めて、市民の方々にしっかり理解をしていただくような仕組みが必要だというようなことでよろしいでしょうか。今回はご意見をということでしたので、そのほか何か意見ありますか。はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 杉山です。

いろいろと分けたりするのならば、法律である程度これは義務化という縛りがあるものをあえて条例に入れるというのは、かえって分かりづらい条約になるのではないかという心配があります。

会 長 杉山委員，ありがとうございます。

それにしても，条例そのものかどうかは別として，市民にしっかり理解していただくというのは大事なことですよね。事業者の幅が広いというようなことも大事なことでと思います。条文そのものには書き込むかどうかは別として，たぶん条文だけではないですよね，浸透するためには。はい，ありがとうございます。

そのほか，事業者について区分すべきかどうかということに関して，区分すべきではないというご意見はないでしょうか。はい，白江委員，お願いします。

白江委員 例えば今出ていた委託事業者，あるいは公共的な事業をやっているところは合理的配慮を義務化しますという意味として捉えて，それ以外のところは努力義務でいいですよということ。その場合は，基本的には反対ではないのですが，事業規模など，抜け道だと言われてしまうとそうなってしまうのですが，そういったことを条例で細かく規定していく必要が出てくるのではないかという心配があります。そうなる，先ほど杉山委員がおっしゃったように，法律の縛りと条例の縛りとで，それがうまく定着していけばいいのですが，かなり混乱があるかなという心配は持っています。反対ではないのですが，かなりそこは十分議論して詰めていかないと，そのような混乱があるのではという心配があります。

会 長 ありがとうございます。

というようなことで，意見につきましてはその事業者の役割を含めて市民にわかりやすく進めていくということについては皆さん同じでございますが，条文として書くかどうかについては議論が幾つかありましたということです。あと，この議論はここで結論ではないので，さらに私たちが考えていく部分で，中間素案のときにしっかり検討するということですよ。そのようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは続きまして，次に資料 5 の 2 ページ目です。，差別解消や障害理解促進のためには障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であると考えられるため，障害当事者の役割も明示してはどうかという意見があります。このことに関しまして，このご意見と同じようにお考えのご意見がある委員の方からまずは最初にお話ししていただきたいと思います。

それから，先ほどももう少しゆっくり目にお話ししてほしいということで委員の方からご指摘いただきました。いろいろコミュニケーション支援ということでも時間がかかりますので，ゆっくり目に，そして名前は名字だけではなく，同じ名字の方がいらっしゃるかもしれないので，お話ししてくださいというご要望もありません。その

ことも含めてお願いいたします。

当事者の役割も明示してはどうかということに関して、そのように思われるご意見の方、いらっしゃいましたら言っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。はい、佐々木委員。佐々木委員もお名前を言ってください。

佐々木
委 員

佐々木です。

私は、差別解消や理解促進のために、当事者が自ら発信していくという、役割をきちんと明示するというか、位置づけるということをぜひしていきたいと思っています。例えば私だったり千葉委員のように、ピアカウンセラーをしているけれども、そこには例えば私であれば県から委嘱をされていたり、千葉委員であればハンズ宮城野さんで雇用していただいているというような、そのきちんとした位置づけであったりがされているからこそ発信できることもあるので、なかなか個人で発信をしていくだけでもその場がないといったこともありますし、一団体として例えば私であればみやぎ脳外傷友の会七夕として場をつくっていくというのはなかなか難しいことですので、きちんとこの中でそういった役割を担うんだということであったりだとか、それをやはり発信していくということが私たちの役割なんだということをきちんと位置づけをして、明示していただければと思います。以上です。

会 長

佐々木委員，ありがとうございました。

では，黒瀧委員。お名前を言っていただいて。また，簡潔にお願いします。

黒瀧委員

私ココロン・カフェに何度か参加して、当事者の声というのは、一番最初は身体の方が主だったのですが、精神の当事者の方が何名か隣合わせて座ったとき、自分たちの声が届いていないと。この条例というのはどんな条例なんですかと聞かれたんです。どんどん言ってくださいと私からお願いしたのですが、やはり事業所などに通所している方はいいんですが、事業所にも何にも通所していないひきこもりの当事者の方はたくさんいらっしゃいますが、その方たちをどうやってこの条例の中に参加させるか、それがすごく課題だと思います。病院関係や保健師さんなんかの協力がすごく必要かと思います。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございます。障害当事者の役割ということもしっかりここに位置づけることが大切ですよということで、佐々木委員と黒瀧委員からお話いただきました。

また、今のお二人の意見と異なる意見をお持ちの委員の方からご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。はい、赤間委員，お願いします。

赤間（宏）
委 員

赤間宏です。

異なりはしないのですが、少し懸念，心配があります。それは，ここに書き込むことによって，当事者の人が負担に感じたりしないかなと。負担に感じてやるんだと

という意味で書くのか。書くと負担に思う人がいるかなというのが心配です。

会 長 赤間委員，ありがとうございました。

そのほか，いかがでしょうか。もうお一方，もしいらっしゃればと思いますけれども。杉山委員，お願いします。

杉山委員 これは条例の会の事務局で話し合ったのですが，障害者だけをを別枠で話すということか，障害者も市民の一人なのに，なぜそんなに分けられなければいけないんだということ，ある人から逆にこれは差別じゃないかという話も出て，これは書かないほうがいいのではないかとということ，この間話し合っただけ確認したところでは。

会 長 杉山委員，ありがとうございます。ということは，意見としては障害当事者の役割も明示して，かかわるということもここにうたうべきだということと，またそのことによって障害がある人にとっての負担になったり，そのこと自身が差別的なことになりはしないかというおそれもあるという意見があったということで，進めさせていただきたいと思います。いろいろな考える視点を広げるということはとても大事なことで，そのようなご意見がありました。

③「複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点」

会 長 次に，2 ページ目に進めさせていただきます。2 ページ目の下半分のところにあります。3 の複合的に差別を受けやすい女性などの障害者の視点についてです。複合的に差別を受けやすい障害がある女性や，成人の障害者とは異なる支援が必要な障害のある児童についての視点を基本理念などに盛り込んでどうかというご意見がありました。

まずは，初めにこのご意見と同様のご意見，またこのご意見をお話しされた委員の方も含めてでございますが，発言いただきたいと思います。またお名前を言っていたから，時間の進行上簡潔に，2 名程度ということで進めさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。諸橋委員。

諸橋委員 諸橋悟です。

やはり女性の障害者の視点はしっかりと入れるべきだと思います。特に女性の障害者はそういうところを一貫して，歴史的にも差別の対象とされてきたということではないかと思いますが，今も例えば障害診断のような形で，非常に問題提起が世の中にされている中で，そういう視点というのを抜かしてはいけないのかなと思います。

会 長 諸橋委員，ありがとうございます。

障害のある女性ということをしつかりと位置づけておく必要があるのではないかとご意見でした。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

ほかの委員，同様のご意見の委員からまず発言，お一方いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい，佐々木智賀子委員，お願いします。

佐々木委員 佐々木です。
私も諸橋委員の意見と同様で，やはり逆の意見の中には，今回は障害を理由とするという条例なのでということですが，ここに書かれているとおり，複合的に差別を受けやすいという視点を持てば，女性だったり子どもだったりというところに，少し重きを置くというこのような形で，基本的理念に盛り込んでいくということは私は賛成です。

会長 ありがとうございます。
お二人からは，障害のある女性，それから障害がある児童についてしっかり盛り込むべきだというご意見がありました。
今度はお二人とは異なるご意見がありましたら発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい，事務局，高橋課長，お願いします。

事務局
(高橋課長) 障害企画課，高橋です。
このポイントの 2 つ目のところの，現状はわかるが障害を理由とする差別の解消に関する条例なので別個に議論すべきではないかというご意見をくださったのは，中村晴美委員です。今日ご欠席なのですが，事務局のほうでこのご意見の趣旨を確認しましたのでお伝えしたいと思います。障害のある女性とか児童についての課題は非常に重要であるというように認識をされているということです。ただ，協議会の中でこの部分に特化して議論を深めていくというところはどうかかなというように，そこは少し心配されて，この意見を出されたということでございます。基本理念などに女性障害者のこととか障害児について盛り込むべきではないという趣旨ではありませんということでございます。

会長 ありがとうございます。事務局から，中村晴美委員に確認ということがあったと，そしてその内容について報告がありました。
はい，目黒委員，お願いします。

目黒委員 目黒久美子です。
複合的に差別を受けやすい女性の視点というのが，どういうことなのか，読んでも何を言わんとしているのかわからないので，つまりどういうことなのか。歴史的に差別を受けてきたというのはどういうことなのだろうと，さっぱりわかりません。
それから，ついでに言ってしまうのですが，事業者と労働分野とかと書いてあるのも，事業者も労働分野も両方働いているじゃないかと思って，何で言葉が分かれてい

るのかわからないと思い、正しいには違いないのかもしれませんが、どういうことを言っているのかさっぱりわかりません。

会 長 ありがとうございます。

それでは、女性の複合的な差別ということで、歴史的なということも諸橋委員がお話ししていただきましたので、ちょっとその辺を簡潔に。ということなのか。

諸橋委員 昔、例えば国民優生法とかというのがあって、母体保護よりは、障害者を生まない、予防したり、あるいは中絶をさせられたり、そういう歴史があり、今もそういう要素というのはすごく強くて、実は例えば遺伝性の障害とかが特に問題になったのですが、そうでない障害を持っている人もいろいろな措置を受けたという歴史があるんだろうと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

それともう 1 点、事業者については、いわゆる障害がある人が働いている事業所については、合理的配慮の提供についての義務化が今後ありますということですが、事業者の中でも、障害がある人が働いている事業者とそうでない事業者とのことについては、ご意見があったということでもよろしいでしょうか。はい、目黒委員、お願いします。

目黒委員 もし条例ができたときに、小学生とか小さい子にも説明しなければいけないと思うのですが、そういうときに女性の差別とかということも、どのように説明するのかなと。例えばすぐぱっとわかるような例だとか、それから用語の説明なども大事じゃないかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。

今事務局から手が挙がりましたので、お願いします。

事務局
(高橋課長) 障害企画課の高橋です。

女性の件で諸橋さんがおっしゃったこともあると思いますが、例えばいろいろな意見を言う場で、障害があるのでなかなか遠慮して言いにくいとか、障害があるのにそんな大きい口たたいてというような、例えばそういう差別を受けやすいというものもありますけれども、女性であって障害者であってとなると、障害があるゆえに差別される面もあるし、女のくせにというふうに言われやすいというような、複合して差別を受けやすいというところがあると思うんですね。障害があるゆえにメインストリート歩けないでいるのに、障害者の仲間の中でさらに、女は黙ってるとか、余計なこと言うなとかというのがあったりするということなんです。

会 長 ありがとうございます。
ということと、あとは用語についてはわかりやすくするというので、すみません。
では、久保野委員、簡潔に。すごく短目に。すみません、私が進行がおくれているので。

久 保 野 久保野でございます。
委 員 女性差別という問題と捉えるのか、性別にかかわらず生きられる社会を目指す
と捉えるのかという捉え方の違い、あるいは言葉の書き方の違いがあって、どちらがよ
いのかというところは選択の余地があるような気がします。検討の一案として、性別
という要素が重要なのだということを織り込んで、差別というものを考えるという方
向性も考えていただきたいと思います。

会 長 大事なご意見、ありがとうございます。

④「不当な差別的取扱いの表記について」

会 長 すみません、進ませさせていただきます。いろいろな意見をいただくということはとて
も大事なことだと思ひまして、次でございますが、資料 5 の 3 ページ目、4 の不当な
差別的取扱いの表記についてです。不当な差別的取扱いについて、よりわかりやすい
別な表現に変更してはどうかという意見について、ポイントに記載する「不当な差別
的取扱い」という記載、それから「不利益取扱い」、それから「不均等待遇」を参考
に、この条例の中ではどのような表現をしたらよいのかについて、ご意見をいただき
たいと思います。すみません、短目にということ、簡潔にお願いしたいと思ひます。
はい、杉山委員、お願いします。

杉山委員 資料 4 のを見てもらいたいのですが、3 ページの箱の中で下から 5 行目に、例えば
差別による不当な取扱いのほうがよいと思うと書いてありますが、そのほうがわかり
やすいのではないかなという意見が条例の会の話し合いの中でありまして、意見を
出しました。

会 長 ご意見としては、差別による不当な取扱いというのがわかりやすいということで、
杉山委員からありました。
では、他の委員からもご意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。はい、
坂井委員、お願いします。

坂井委員 坂井です。
私は基本的に国のほうで決めている「不当な差別的取扱い」でいいのではないかと
思ひます。内容的に、国の中で結局統一されている部分がおそらくあるのかと思ひま
すので、その辺一般の方が見たときに区別がつかなくなると困るので、そこら辺で私

はそのほうがいいなと思います。以上です。

会 長 坂井委員，ありがとうございます。
そのほか，いかがでしょうか。中村祥子委員，お願いします。

中村（祥） 中村祥子です。
委 員 「不当な差別的取扱い」よりも，杉山さんがおっしゃった「差別による不当な取扱い」のほうがわかりやすいとは思ったんですが，これは書かれ方によって，不当な差別的取扱いのほうが広範囲のような気がします。差別による不当な取扱いとなると，限定されます。つまり，不当な差別的取扱いというほうが，差別的取扱いの位置づけの範囲が広がるんです。

会 長 中村委員，ありがとうございます。
なるほどという声も上がりましたが，ほかに委員の皆様から，短目に言っていたのですが，いかがでしょうか。よろしいですか。
ご意見としては，不当な差別的取扱いというご意見と，差別による不当な取扱いというご意見，そして中村祥子委員からはその解釈についてもお話しいただきました。ご意見ということで，その他のご意見はありますでしょうか。この表記についてもすごく大事なことだと思いますし，また議論はここで終わりではないわけですよ。ということで，すみません，進ませていただいてよろしいでしょうか。

⑤「条例の名称について」

会 長 続きまして，3 ページ目の下のほう，条例の名称とあります。このポイントには，「差別禁止」や「差別解消」，または「差別をなくす」といった観点の名称と，今度は「ともに暮らしやすい杜の都の社会づくり条例」など，条例が目指すべき社会，共生社会の実現といった観点の 2 種類の考え方が挙げられています。皆さん，ご意見としていかがでしょう。

それから，先ほど参考資料 3 には出ていたのですが，15 ぐらいの条例の名称もありますけれども，この辺の名称についても考えていかなければいけませんね。

まずは熟してから名称を考えようということで，名称についての考え方は委員の皆様からのご意見で今に至っているところでございます。また，ご意見ということでお話しいただければと思います。いかがでしょうか。まずは，今の問いかけの大事なポイントは「差別禁止」や「差別解消」とかそういう名称を入れるのか，それともこれからのあるべき共生社会の実現ということを，これも市民の理解を進めるということもあります。どのような名称の方向性がいいのかということでのご意見をしたいと思います。いかがでしょうか。すみません，杉山委員，お願いします。

杉山委員 条例の会仙台的杉山裕信です。

これも条例の会で話し合いをしまして、人に優しいとかということであると、今「人にやさしいまちづくり条例」というのがあって、それと似通ってきてしまい、何の条例なのか条例のタイトルだけではわからなくなるのではないかという懸念があります。それと、確かに今までの各自治体の条例の名称は、最終的には差別禁止や差別解消、そういうのをなくすという文言はきつ過ぎるからということで、反対を受けて、今までそういう言葉を使った条例はないのですが、あえて仙台から流れを変えということで、条例の会仙台では、障害者差別をなくし共生社会を実現する仙台条例がいいのではないかという話をしました。

会 長 ありがとうございます。

杉山委員からは、例えば障害者差別をなくし、共生社会を実現するというような表記もあるのではないかというご意見でした。他に委員から条例の名称についていかがでしょうか。はい、お願いいたします。

橋浦委員 橋浦治郎です。当事者です。

条例についていろいろな意見があると思うのですが、私はこの差別禁止とか解消という言葉をストックに表現したほうが、皆にわかりやすくいいのかなと。ただ、そのことによって正直なところ当事者で傷つく方とかということも実際にはいると思います。ただ、全員が全員賛成するというようなのも難しいと思うのです。確かに「ともに暮らしやすい」とか「障害のある人もない人も」ということも大事ですが、目的は何かというと、やはりなくす、解消するということが目的なので、これに関しては本当にいろいろな意見があるとは思いますが、私はダイレクトな表記もありがかなと思います。以上です。

会 長 橋浦委員、どうもありがとうございます。

他に委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、高橋望委員、お願いいたします。

高橋（望）委員 高橋です。

私も橋浦委員の意見にすごく賛成です。確かにプラスの面とマイナスの面があると思いますが、マイナスの面で言うと、最近自分にあった出来事なのですが、私は障害枠で入っているんですけど言うことによって、周りの方は「障害者なんだって。どう接すればいいの」と、自分から離れていきました。でもそれは、まだ浸透していないのかなということでもあると思うので、やはり表記をして、それで少しでも多くの人に伝われば社会も変わるのかなと思います。以上です。

会 長 貴重な意見、ありがとうございました。

まずは障害による差別ということを入れるべきではないかというご意見のほうで 3 人の委員の方からご意見をいただきました。ほかの委員の方から。はい、目黒委員、

お願いします。

目黒委員 目黒久美子です。

誰かが傷つくということよりも、すぐわかるということのほうが大事だと思います。仙台市障害者差別解消法とかという短いのでいいかなと思います。「ともに生きる」とか入ると、「え、それってどういうこと」と。それは差別解消法ということだよと説明しなければいけないのでは、面倒くさいというかわかりにくいので、わかりやすいほうがいいと思います。

会 長 ありがとうございます。
では、中嶋委員、お願いします。

中嶋委員 中嶋嘉津子です。よろしく願いいたします。

私も橋浦委員のようにストレートに伝えたほうがいいかなと思っております。ですので、差別をなくすための条例などとしたほうがよろしいかなと思います。というのは、先ほど議論にあった障害当事者がみずから声を発するということが非常に重要だということでしたけれども、ストレートに伝えることによって、障害当事者も声を発しやすくなるような環境が整っていくのかなというようにも感じております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
またその条例の意味が伝わるということから、これまでのご発言では、障害のある人への差別をなくすというような趣旨がきちんとうたわれるべきではないかというご意見でしたが、そのほかのご意見の方、いらっしゃいますでしょうか。はい、黒瀧委員、それから千葉委員といきます。

黒瀧委員 黒瀧です。

条例が各都道府県で出ていますね。私 3 県ほどにいろいろ親しい方がおりまして、全員介護とか福祉関係に携わっている方なんですね。それで、今日私八王子市の姪と話しまして、姪がそういう関係の仕事をしているものですから、聞いてみました。そうしたら、八王子市はここに 24 年 4 月 1 日施行となっていますが、今現在も知らない方が結構いるのよと。そういうことなので、仙台市で今条例づくりをしているなら、絶対これは、28 年の 4 月ということですので、きちんと守ってほしいわねという話をしました。これは守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長 条例の趣旨が市民に浸透するようにしましょうと。

黒瀧委員 あと、名称はすごく簡単なほうが。これを見てもみますと長々となっていますので、

覚えにくいんですね。本当に簡単な名称にさせていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、次に千葉委員、お願いします。

千葉委員 千葉です。
 今皆さんのお話を聞いていて、やはり強烈なタイトルがないとちょっとまずいという
 ような話を聞いていて、そうかなと。ただし、その下にサブタイトルを入れるこ
 とはできないでしょうか。これは条例で、なかなか難しい面があると思うのですが、
 メインタイトルがあって、サブタイトルがあるというようなことはできないのでし
 うか。いかがでしょうか。

会 長 いかがでしょうかというのは、事務局に調べていますかということですか。

千葉委員 そうです。

会 長 では事務局、すみません。サブタイトルについて。でも、他のところもみんなそれ
 ぞれの例えば何々県障害者差別禁止条例とって、そしてまたこちらの名前もありま
 すよね。その名称も使いながらやっていることは事実ですよ。すみません、事務局、
 お願いします。

事 務 局 障害企画課、高橋です。
(高橋課長) サブタイトルを入れた条例というのはないんですけれども、ただ長い名称の条例が
 多いのですが、その場合は愛称というか略称みたいなものをつけるものがあります。

会 長 よろしいでしょうか。
 そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。まずは今日のご意見をいただくとい
 うことですよ。あとは本当にこの条例を見ますと、「人権を尊重し」とか、最初のう
 ちから見ていくと、「権利擁護並びに」というのもありますし、今日のご意見は条例
 の趣旨がわかるような、杉山委員の言葉をかりますと「人にやさしいまちづくり条例」
 と似たような、その条例もとても大事ですよ。大事なのですが、こちらの条例はす
 ぐ伝わるようなというようなご意見が多くありました。
 ということで、すみません、時間管理が悪くて申しわけありません。

⑥「障害の表記について」

会 長 最後に、4 ページ目の 6 になります。障害の表記についてです。「障害」や「障害
 者」を別の表記にするためには、市民などに対して積極的な理由が必要なのではない
 かということも踏まえ、変更すべきか変更すべきでないか、変更する場合の名称案に

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

ついて、その理由も含めてご意見などをお願いいたします。またお名前を言ってからお願いします。

障害を別な名称で言えればすごいですよね。それも含めて忌憚のないご意見をいただければと思います。

表記についてもたしか資料をいただきましたよね。参考資料 4 です。これは読み方はみんな同じなのですが、漢字が違ったり、「障害」の「害」を平仮名にしたりというのがありますが、いかがでしょうか。では、高橋望委員、それから杉山委員という順番でお願いいたします。

高橋（望） 高橋です。
委 員 私はあえて変えることはないと思います。なぜなら、市民の皆さんもずっとこの字で馴染んできたから、すぐにわかるのではないかとということと、字を変えてしまうと「これ何」と逆に迷うことになるのかなとも思います。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。
続まして杉山委員、お願いします。

杉山委員 条例の会仙台の杉山です。
条例の会でも、前にトークカフェなどでやったのですが、そのときもどういう内容であったかというのをお伝えしましたし、この資料にも条例の会で検討したことについて書いてあり、参考資料 4 にも参考となることが書かれているのですが、私たち条例の会が話していたことは、ここで何かしらかの話し合いが行われて、協議会ではこうするよということがあったほうがいいのではないかなということで、問題提起というか、提案しました。ぜひ皆さんの意見を聞きたいと思います。

会 長 すみません、皆さんの意見を聞きたいということですよ。

杉山委員 はい。

会 長 ありがとうございます。
条例の会、杉山委員自身も皆さんのご意見を聞きたいということで提案されたということでした。いかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。
障害の表記は大変難しいと思いますが、同時に障害という表現そのものにも私は疑問を感じてまいりました。今杉山委員から、皆様のご意見をということなのですが、私はあえて逆に障害をお持ちの方がここでせつかく委員をされていらっしゃるの、こうってはちょっと言葉が妥当かどうかかわからないのですが、障害をお持ちの委員

さん方からお一人お一人意見を聞くのはいかがでしょうか。時間がないですか。

会 長 というような提案がありましたが、障害がある委員の方はどうお考えですかということだとお思います。いかがでしょうか。はい、千葉委員、手が挙がりました。

千葉委員 千葉です。

私は身体障害と、あとは内部障害と難病という3つ抱えていますが、それぞれでも一般的に周りに通じるというのはもうそのことを言わないと通じないということで、その表記で私はいいと思います。また、我々もサービスを受けるための、ここにも今日配られましたが、ふれあいガイドにも各障害者保健福祉の案内などが書いてあるように、やはり障害というのは外せない言葉だと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。
はい、橋浦委員、お願いします。

橋浦委員 橋浦です。

私も発病して、精神障害者福祉手帳というのを初めて、存在すら知らなかったのですが、そのときに、障害者をついたことにすごいショックを受けた覚えがあります。「え、俺障害者なの」と。ところが、それから7年経ちまして、障害者という言葉に慣れも出てきまして、ただ自分から知らない人に「初めまして。僕障害者なんですよ」と言うことはまずないですね。だから、やはりあえて自分から言うことではないのかなというのはどこかにあるんだと思います。

高齢者が今シルバーセンターですかシルバー世代と、シルバーという言葉、何年前にできたのか知らないですが、何かそういったような言葉があると、グリーンなのかイエローなのか全然色じゃない言葉なのかわからないですが、イエローはちょっと気持ち悪いかなというのがありますが、何かそのなような、かわるような言葉を、仙台発信でもいいのかなという。じゃあ何と今言われたらわからないですが、そのようなイメージができればいいのかなと思っております。

以上です。

会 長 とても大事なことですよね。なかなかその名称というか、大変だけれどもそういう名称ができればいいなという橋浦委員のご意見でした。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、畑中委員、それから目黒委員という順番ですみません、お願いします。

畑中委員 畑中です。

重度の障害の方の親御さんと話していて、やはりこのふれあいガイドにも書いてある「害」という字は害虫と同じ意味の害なんだよと言われて、そうだなと私も思って、

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

それと同じくしてもらっては困るし、何だかよくわからない漢字を使われるのも困るので、参考資料 4 の 3 つ目の「障がい」というのがいいと思います。

あとは、やはりその条例の名前に親しみを持っていただくのも必要だと思うので、全部漢字だとちょっと疲れるかなと思って、平仮名の「障がい」がいいと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。
次に、目黒委員，お願いします。

目黒委員 目黒久美子です。
名称は、子どもも書きやすいので平仮名で「障がい」がいいと思います。当事者は発言しなければいけないということですが、子どもが生まれたときからずっと発言し続けて、何かもういいんじゃないかと思ったりもします。害，害，害，害言うのも何か嫌になってきたので，平仮名がいいと思います。

会 長 目黒委員は全て平仮名で書くと。

目黒委員 いえ，障は漢字で。

会 長 障は漢字で。はい，ありがとうございます。
ということで，委員の皆様，よろしいでしょうか。あとどなたか。はい，中村祥子委員。

中村（祥） 中村祥子です。
委 員 かつて目黒さんが，障害と私が漢字で書いていて何も感じなかったときに，うちの子は害を与えないよと言われたことがありまして，うちの法人では害を平仮名にしてやっているんです。だから，そういうことを言うてもらおうとすごく，そういう表記をすとなぜだろうと思って，そこからこういう理念というか考え方が出るといいなと思います。

会 長 ありがとうございます。
では，早坂委員，進行で話すタイミングを失ったこともしかしてあるかもしれないので，すみません，もしありましたら，今の表記もですが，お話ししようと思って進んできたのではないかなという心配もあるので，何かございますでしょうか。早坂委員。

早坂委員 早坂です。
進行について言っただき，ありがとうございました。

資料を見ながら、パソコン通訳の文字を両方見ることができなくて、聞きながら見るというのができないので、進行は本当にゆっくりしていただくと通訳のほうも追いつくのかなとは思いますが、いろいろ議論をしていくとどうしてもゆっくりというわけにはいかない部分もあると思うので、少し簡潔にというか、要点をまとめていただけるといいかなと思います。

名称についてですが、私は「害」が平仮名の「障がい」がいいのではないかと思います。やわらかい表現だと受け入れやすいかなというの也有ります。あと、参考資料のほうに書いてあったように、障害者自身が害を持っているということではなくて、環境に害がある、壁があるという意味で漢字の害を使うというのもいいかなという考えもありました。皆さんの意見を聞いて、平仮名というのもいいかなと思っています。以上です。

会 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この記載の仕方、橋浦委員がおっしゃるように、音が「障害」じゃない別な言い方が出てくれば本当にいいですね。ありがとうございます。

ということで、この表記についてのご意見はここまでとさせていただきます。

さて、ここまで4月以降協議してまいりました論点を踏まえたこれまでの議論の整理（案）に関する全ての項目について、ご意見ということでいただいたということです。次回は8月の協議会、事務局より説明があると思いますが、いよいよこれまでの議論、ご意見を踏まえて、条例のあり方の中間素案について議論を予定しているところでございますので、なおよろしく願いいたします。そのことについてはまた事務局で補足して話していただければと思います。

(4) その他

会 長 次は、（4）その他です。

その他は何か、まずは委員の皆様から何かありますでしょうか。はい、杉山委員、その他ということでお願いします。

杉山委員 すみません。いろいろなことで事務局に質問したいのですが、まとめるということで話し合ってきたのですが、意見を書いたものの中に、前文についての意見を書いて、載せてもらったのですが、まだ前文について1回も議論をしていないと思うんです。前文をこの仙台市の条例につけるかどうかすらもわからないのですが、正確には、私条例の会として意見を出させていただいたのは、前文について市民に公募をしたりして考えてもらうのはどうかという意見をつけたのですが、その前文についての話が全然ここでは出ていないということ。

それと、条例の会で話したのは、差別事例についてこの協議会でも当事者の委員さんたちが自分の体験とかを話したのですが、その話したことがどのように活かされ

ているのかというところが、いまいわからないという意見がありました。722 事例が集まったということですが、それだけではないのではないかと、ここで差別体験についての話はどう扱われるのかということが 2 点目です。

そして、相談の相手方について前回話を協議会でしたのですが、これについても意見を書かせてもらっていますが、これについて、もっとちゃんと話し合わないと、相談体制がうまくできないのではないかと、もう一度、相談の相手方について、ここで議論したらどうかと思いました。

3 点を事務局にお伺いしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

では、前文ということ、それから当事者委員の発言について、722 事例ということであるのだけれども、その扱いについてと、それから相談のあり方についてという 3 点について、今杉山委員から、これは事務局への質問ということですよ。すみません、ではまた簡潔にお願いしますというもおかしいですが、お願いします。

事 務 局
(高橋課長) 障害企画課、高橋です。

まず、前文についてですが、理念のところでもいろいろこういう社会を目指すべきといった幅広いご意見をいただいているところがございますので、いただいた内容については前文に盛り込むのがふさわしいものがたくさん出てきたのではないかなというように事務局としては考えています。ですので、今回協議会の中で前文をつけますか、つけませんかというお話はしていただけないのですが、前文をつけるような形で素案をまとめていくつもりではおりましたので、協議会の皆様からはそのときにご意見を頂戴できるといいなと思っています。

それから、2 つ目の差別事例についてですが、これについては事例検討部会の中で事例について検討させていただいて、わかりやすい事例集をつくるということで、事例集については前回こんな形で進んでいますよということでお示しをしているところがございます。ただ、事例の募集についてはこれで終わりということではなく、条例ができた後も継続的に集めていき、それについて検討していくということが必要というように思っていますので、改めてこの協議会の場でまた何か議論の場を、集めた事例について持つということは予定はしていないところがございます。

それから、相談のあり方については、前回いただいたご意見、それから紙でいただいたご意見を今回まとめてお示しをしております。それをもとに素案というように形でお示しすることになりますので、そこでまたご意見を頂戴できればと思います。

会 長 ありがとうございます。

杉山委員、そのような方向でということでありました。ありがとうございます。

では、委員の皆様からその他ということはいかがでしょうか。佐々木智賀子委員、お願いします。

佐々木 委員 すみません、佐々木です。
以前、差別解消のために必要なこととして、障害理解ということの中で、特にやはり子どもころからの障害理解ということが大事なのではないかという議論があった際に、私のほうから今、子どもへの理解を促すためには子どもの言葉で伝えることも大事ではないかということで、七夕では今、全国の家族に高次脳機能障害がいる子どもの立場の作文を募集していますということで、いずれ作文集として出していきたいということをお話しさせていただいたかと思うのですが、やっとその作文集ができ上がりました。それで、事務局のほうに、2冊だけで申しわけございませんが提供させていただいております。本当は委員一人一人にお配りをしたかったのですが、こちらの事務局長のほうから、七夕には今そんな余裕はありませんと言われてしまったので、すみません、2冊だけ提供させていただいておりますので、よろしければぜひ読んでいただければと思います。

会 長 ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。
ということで、また議事の進行がおくれて申しわけありませんでした。
事務局からその他は何かありますか。ないですね。
では、進めさせていただきます。

(6) 報 告

(1) ふれあい乗車証の IC 化について

会 長 (6) 報告、ふれあい乗車証の IC 化について、事務局から説明願います。

事 務 局 (高橋課長) 障害企画課、高橋でございます。
それでは、資料 6 をご覧いただきたいと思います。
時間がないので、簡単にご説明できたらと思います。現在、磁気カードでふれあい乗車証を交付していますが、今度 2 月以降に、IC カード化することになります。今イクスカというのが使われていますが、イクスカとはまた別に専用カードをつくります。一斉更新を年 1 回していただいているのですが、ここについては変わりありません。
IC 化の時期でございますが、平成 28 年 2 月から、既にふれあい乗車証をお持ちの方のうち希望される方に対し、磁気カードと IC カードを交換するような形で IC カード化をするということにしております。28 年 9 月の一斉更新の際には、全て IC カードになるということでございます。
利用者の方に対しましては、6 月 30 日に臨時更新のご案内を発送したのですが、変わりますということでご案内をしております。また、9 月の一斉更新のときにももう少し詳しいご案内を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

また、障害者団体等につきましては、事務局ともご相談をして、ＩＣカード化についてご説明をさせていただく機会を設けていただけるようにお話をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

会 長

ありがとうございます。

そのようなことで、議事、報告というのはこの辺で終了させていただきたいと思ひます。

進行上また時間がかかってしまつて、申しわけありませんでした。

事務局にお返しいたします。お願ひします。

(7) 閉 会

署名人 坂井 神一

